

平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 谷 工 業  
代表者名 代表取締役社長 芝 崎 安 宏  
( J A S D A Q コード番号 5 9 3 9 )  
問合せ先  
取締役管理グループ マネージャー 阿 部 昇  
電話 0 3 - 3 4 9 4 - 3 7 3 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 75 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大に備え事業内容の多様化に対応できるよう、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策等を遂行できるように、自己株式の取得の規定を新設するものであります。(変更案第 6 条)
- (3) 株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。(変更案第 16 条第 2 項)
- (4) 会社法第 362 条第 3 項の規定に定められている要件を明確にするため、代表取締役の選定に関する規定を新設し、所要の変更を行うものであります。(変更案第 23 条)
- (5) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日 (木曜日)

## 【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 橋梁、鉄塔、水門、鉄骨および鋼構造物の設計、製造並びに建設</p> <p>(3) (条文省略) (新 設)</p> <p>(4)~(5) (条文省略)</p> <p>(6) 発電機、電動機、配電盤、各種電気機器および部品の製造、加工、修理並びに販売</p> <p>(7)~(11) (条文省略)</p> <p>(12) 不動産管理業</p> <p>(13) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条~第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 橋梁、鉄塔、水門、鉄骨およびソーラ 一架台等の鋼構造物の設計、製造並びに建設</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 亜鉛めっきおよび金属防錆処理の加工並びに販売</p> <p>(5)~(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 太陽光・風力・地熱等の自然エネルギーを利用した発電装置、発電機、電動機、配電盤、LED電気器具等の各種電気機器および部品の開発、製造、加工、修理並びに販売</p> <p>(8)~(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 不動産の賃貸並びに管理業務</p> <p>(14) (現状どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第7条~第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>